

第8回地域力創造に関する 有識者会議説明資料

平成22年1月19日（火）
内閣官房地域活性化統合事務局
高田 寛文

目 次

1. 地域活性化施策の体系		1
2. 地方再生戦略		3
3. 都市と暮らしの発展プラン		4
4. 地方の元気再生事業		5
5. 都市再生		7
6. 構造改革特区		8
7. 地域再生		10
8. 中心市街地活性化		14
9. 環境モデル都市		16
10. 地域活性化・経済危機対策臨時交付金		18
11. 地域活性化・公共投資臨時交付金		19
(参考) 明日の安心と成長のための緊急経済対策 (平成21年12月8日閣議決定)(抄)		20
(参考) 地域活性化・きめ細かな臨時交付金		21

地域活性化施策の体系

「地方再生戦略」及び「都市と暮らしの発展プラン」



政府一体となった地域活性化の取組

これまでの取組

【都市再生】

H13. 5 都市再生本部設置
H14. 6 都市再生特別措置法施行

- 都市再生プロジェクトの推進
- 民間都市開発投資の促進
- 全国都市再生の推進

【構造改革特区】

H14. 7 構造改革特区推進本部設置
H14. 12 構造改革特別区域法施行

構造改革特区計画の認定により、地域の特性に応じた規制の特例措置を推進

【地域再生】

H15. 10 地域再生本部設置
H17. 4 地域再生法施行

地域の自主的・自立的な取組みを国が地域再生計画を認定し、交付金等により支援

【中心市街地活性化】

H18. 8 中心市街地活性化本部設置
H18. 8 改正中心市街地の活性化に関する法律等を施行

中心市街地活性化計画の認定により、中心市街地における都市機能の増強と経済活力の向上を支援

市町村・民間からの相談・申請に個別に対応

地域活性化統合本部／地域活性化統合事務局（H19・10～）

政府一体となった総合支援の実施

★ 地方再生戦略（H19.11.30本部会合了承）に基づく取組

特区、地域再生、中活計画の一体的な申請認定を可能に

I ブロック別担当参事官制による窓口の一元化

【8ブロック】 北海道、東北圏、首都圏、北陸圏・中部圏、近畿圏、中国圏、四国圏、九州圏・沖縄県

地域からの相談の一元的対応

地域活性化応援隊派遣

II 地方再生に対する政府の一体的支援

省庁横断・施策横断による支援

「地方の元気再生事業」創設（H20～）

予めメニューを定めず、地域の自由な取組をそのまま受け止め、国が直接支援

「人材力が引っ張る地方の元気回復プラン」策定（H21. 4）

○各ブロックに一元的な相談窓口（「地方連絡室」設置）

- ブロック別担当参事官が、
 - ・地域に出向き地方の声を直接聴取
 - ・地域の代弁者として省庁連携をリード
- 省庁連携の下、縦割りでは拾えない地方の課題にも柔軟に対応
- 地方の元気再生事業で、立ち上がり段階のソフトの取組も支援
- 都市再生、特区、地域再生、中活に関し一体的な取組

★ 都市と暮らしの発展プラン（H20.1.29本部会合了承）に基づく取組

「環境モデル都市」の選定・支援（H20～）

平成20年7月22日に6都市、平成21年1月23日に7都市を選定。また、168団体が低炭素都市推進協議会に参画。

「国際金融拠点機能強化プラン」の策定・推進（H20～）

★ 平成21年度補正予算に基づく取組

地域活性化・経済危機対策臨時交付金（1兆円）

地域活性化・公共投資臨時交付金（約1.4兆円）

平成21年度「地方再生戦略」による地方再生の取組展開 ＜地方再生の方向性＞

少子高齢化が進み、公共投資が支える構造には頼れなくなった地方について、**農林水産業などの再生**をベースとし、**地域の産業、観光等による交流拡大のあり方**を示すことにより、**地域の自立**を促進

地方再生への3つの柱

地域成長力の強化

- 地域独自の工業製品の開発やブランド化
- 産学官連携による地域科学技術の振興
- 地産地消をベースとしながら輸出をも見据えた販路拡大による農林水産業の振興
- 地域の資源をいかした観光振興

等

地域生活基盤の確保

- 地域公共交通の確保等の交通基盤の整備
- 遠隔医療などの補完手段も講じながらの地域医療の確保
- ブロードバンド・ゼロ地域解消や携帯電話不感地帯の解消等の情報通信基盤の整備

等

低炭素社会づくり

- 環境モデル都市による取組の推進
- 森林整備や耕作放棄地解消等に係る都市と地方の連携促進

等

省庁連携による地域活性化に向けての総合的な展開例

農商工連携の推進

農林水産業、商業、工業が連携し、新商品開発や販路拡大等について、人材や知恵などの経営資源を結集する取組の推進

都市と農山漁村の共生・対流の促進

小学生を農山漁村に受け入れる「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進し、小学生の宿泊体験施設等の整備や受入れ体制の整備促進

観光立国実現に向けた取組推進

観光圏の形成による滞在日数の増加を図る観光圏整備事業の推進、外国人旅行者や国際会議等の誘致など

施策横断的交付金プログラムの活用

地域自立・活性化交付金、まちづくり交付金、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、地域住宅交付金、地域再生基盤強化交付金等の戦略的な活用の推進

交通・情報通信基盤等の整備推進

道路、港湾、空港、ブロードバンドネットワーク等の整備推進

定住自立圏構想の推進

中心市と周辺市町村が協定に基づき役割分担し、相互に連携する定住自立圏構想の推進により、圏域ごとに生活に必要な機能を確保し、地方への人の流れを創出し、定住を進める。

都市と暮らしの発展プラン

～ 安心・環境・国際性 ～

H20. 1.29 地域活性化統合本部会合 了承
H20.12.19 地域活性化統合本部会合 改定

生活者の視点に立った都市生活改善・向上のための取組

- ・コミュニティの働きを活かした**生活の質**の向上
- ・**ストック型社会**に向けた取組

安全・安心で豊かな 都市生活の実現

- 基幹的防災拠点整備
- 密集市街地の解消
- 住宅・建築物・インフラの耐震化
- 防犯まちづくり
- 地域の歴史・文化を活かしたまちづくり等

地球環境問題への対応

- 低炭素型都市構造の構築
- 都市型水害対策等

国際競争力の強化と 国際交流の推進

- 競争力のある産業の集積
- 国際金融拠点機能強化
- 国際交流・物流を支える基盤整備等

毎年度、関連予算等の
運用・取組の方向等を
取りまとめ

地方の元気再生事業

平成21年度当初予算額

37.5億円

平成21年度第1次補正予算額

10.0億円

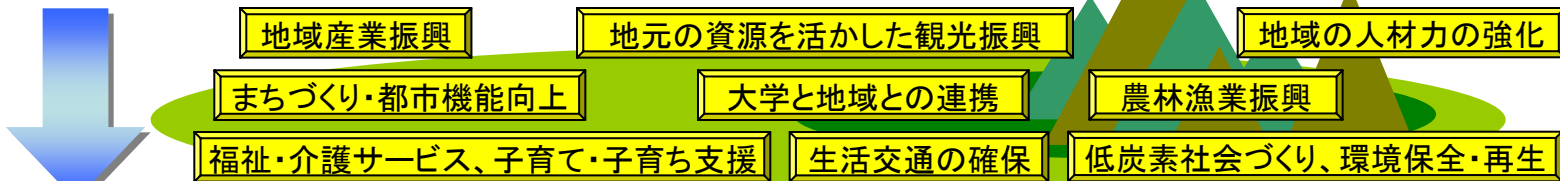
持続可能な地方再生の取組を抜本的に進めるため、地域住民や団体の発意を受け、地域主体の様々な取組を立ち上がり段階から包括的・総合的に支援する「地方の元気再生事業」を推進。

平成21年度については、新規及び継続の取組に対する支援を実施。

- 国が予め支援メニューを示すことをやめ、地域固有の実情に即した先導的な地域活動等、幅広い取組（地域産業振興、農村産業振興、生活交通の確保など）に関する提案を公募
—テーマ限定はなし
- 応募主体は、①地域活性化に取り組むNPO等の法人、②地方公共団体、③官民連携の協議会
- 公募により広く企画の提出を求め、民間有識者からなる地域活性化戦略チームの検討・助言を経て、支援対象プロジェクトを公平中立に選定
—企画競争
- プロジェクトの立ち上がり段階における、地域づくりの専門家派遣や、社会実験などを中心に、その他シンポジウム、説明会による合意形成等、ソフト分野を柱とした様々な取組を包括的に支援
—ソフト調査・応募額に限定なし
- 選定後、内閣府地域活性化推進担当室から、提案内容に最も関係する省庁に予算を移し替えた上で、関係省庁と提案団体との間の委託契約による調査（全額国費）として実施
—国費100%調査（提案団体の負担なし）
- 調査実施期間は年度内（予算の繰り越しは不可）
- 調査実施後に取組の成果を検証するための評価を実施（地域活性化戦略チームに報告）、2年目の継続の適否を判断
—評価により、2年目の継続実施も可能（最大2年まで）

地方の元気再生事業

立ち上がり段階における地域からの幅広い取組提案



立ち上がり段階に対する包括的支援（地域活性化戦略チームの検討・助言を経てプロジェクトを選定・評価）
初年度の取組の評価により継続支援が適当と認められる取組に対しては2年度目も支援を実施
（20年度に選定された取組は評価に基づき21年度の継続支援を実施）

※継続して本格的に支援すべきであるとされたプロジェクトには、交付金等により全省庁を挙げて重点的かつ継続的に支援。

地方の元気再生事業の応募・選定の状況(平成20年度,21年度)

地域類型別 応募・選定状況

◆農山漁村・基礎的條件の厳しい集落からの選定が約6割

都市	1009件 (約54%)	都市	130件 (約42%)
農山漁村	709件 (約38%)	農山漁村	138件 (約43%)
基礎的條件 の厳しい 集落	164件 (約9%)	基礎的條件 の厳しい 集落	43件 (約14%)

【応募】

【選定】

応募主体別 応募・選定状況

◆NPO等の民間法人、官民連携協議会からの選定が約9割

NPO等の 民間法人	881件 (約47%)	NPO等の 民間法人	108件 (約35%)
官民連携 協議会	670件 (約36%)	官民連携 協議会	166件 (約53%)
地方公共 団体	331件 (約18%)	地方公共 団体	37件 (約12%)

【応募】

【選定】

施策別 応募・選定状況

①地域医療、安心・安全な暮らし	135件 (約7%)
②地域交通・情報通信	121件 (約6%)
③環境	116件 (約6%)
④地域産業・イノベーション・農商工連携	332件 (約18%)
⑤農・林・水産業の再生等	160件 (約9%)
⑥観光・二地域居住	546件 (約29%)
⑦雇用・教育	118件 (約6%)
⑧都市機能	168件 (約9%)
⑨地域コミュニティ・集落のあり方	186件 (約10%)

【応募総数1882件】

①地域医療、安心・安全な暮らし	22件 (約7%)
②地域交通・情報通信	19件 (約6%)
③環境	22件 (約7%)
④地域産業・イノベーション・農商工連携	56件 (約18%)
⑤農・林・水産業の再生等	29件 (約9%)
⑥観光・二地域居住	97件 (約31%)
⑦雇用・教育	12件 (約4%)
⑧都市機能	28件 (約9%)
⑨地域コミュニティ・集落のあり方	26件 (約8%)

【選定数311件】

都市再生の取組

都市再生本部(本部長:内閣総理大臣、構成員:全閣僚)H13年5月8日設置(閣議決定)
※都市再生特別措置法により法律に位置付け(H14年6月1日)

第1回会合:H13年5月18日 ~ 第24回会合:H21年4月21日 (第19回以降は「地域活性化統合本部会合」として開催)

都市再生プロジェクトの推進

- 解決を図るべき都市の課題に関する具体的な行動計画
- 関係省庁、地方公共団体、関係民間主体等が参加・連携し総力を挙げて取り組む
- 各課題に応じて必要な手法・手段を活用(実現手段の限定なし)
- これまでに23プロジェクトを決定・推進(第1次決定H13年6月～第13次決定H19年6月)

※最新のプロジェクト決定
「国際金融拠点機能の強化に向けた都市再生の推進」

民間都市開発投資の促進

民間都市開発投資促進のための緊急措置(H13年8月本部決定)

都市再生特別措置法の制定
(H14年6月1日施行)

都市再生緊急整備地域

- **地方公共団体の申し出に基づき**国が指定
- 65地域(約6,612ha)
(第1次指定H14年7月～第6次指定H19年2月)

※最新の指定: 第6次指定
浜松駅周辺地域(40ha)
難波・湊町地域(31ha→36ha)

「稚内から石垣まで」 全国の都市再生の推進

全国都市再生のための緊急措置
～稚内から石垣まで～(H14年4月本部決定)

全国都市再生モデル調査(15～19年度)

○ **地域の知恵とチャレンジに対する支援**

H15年度:171件、H16年度:162件、
H17年度:156件、H18年度:159件、
H19年度:157件

「まちづくり交付金」創設(16年度)

○ 都市再生特別措置法改正、都市再生基本方針改定

H16年度新規	355地区
H17年度新規	385地区
H18年度新規	362地区
H19年度新規	254地区
H20年度新規	163地区

「都市再生の担い手」について(H18年7月本部決定)

自治会、町内会など地縁による団体、商店会、NPO、大学、開発事業者、企業・企業コミュニティなど、様々な担い手による都市再生活動が全国で進展

担い手・担い手支援機関の連携強化、活動促進、位置づけの明確化等

地域力の向上

構造改革特区制度の概要

構造改革を推進し、地域の活性化を図ることを目的として、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する。

＜民間・地方公共団体＞

規制の特例について
提案

＜国＞

地域活性化統合事務局と
各省庁で折衝し、対応方
針を決定
(約2カ月で結論。折衝
過程を全てHPで公表)

 **653の規制改革を実現**
特区として対応: 218
全国的に対応: 435

＜地方公共団体＞

構造改革特別区域計画
の作成・申請

構造改革特別区域計画
の認定

 **1,088の特区を実現**
特区の全国化に伴い、
現在の特区は365

＜地方公共団体＞

構造改革特別区域計画
の実施

評価・調査
委員会に
よる評価

 全国展開を決定した特例措置: 75

 特区で当分の間存続する特例措置: 1

 この他に各省庁が自ら全国展開を
決定した特例措置: 54

特区の事例

日本のふるさと再生特区

(岩手県遠野市)



農業・都市農村交流
関連

「どぶろく」の製造免許の要件緩和の特例を認めるなどして、地域資源、多彩な人材等を活用し都市との交流拡大を図るとともに、地域に根ざした新たな起業を促進する。

小豆島・内海町オリーブ振興特区

(香川県内海町)



農業関連

農業の担い手不足、地場産業の停滞する中、株式会社の農業経営参入の特例を活用し、地域資源であるオリーブを、加工する企業自らが町内の遊休農地を有効活用して栽培。町の活性化を図る。

※町名は認定時のもの

全国化済

太田外国語教育特区

(群馬県太田市)



教育関連

学習指導要領等の教育課程・基準によらない特例を活用して、大半の授業を英語で行うことにより、子どもたちが生きた英語や世界に通用する感性・国際感覚を身につけられる教育環境を構築する。

全国化済

富山型デイサービス推進特区

(富山県、富山市ほか)



福祉関連

高齢者向けの指定デイサービス事業所における障害児の受け入れなどにより、身近なところでサービスを受けることができるようにする。

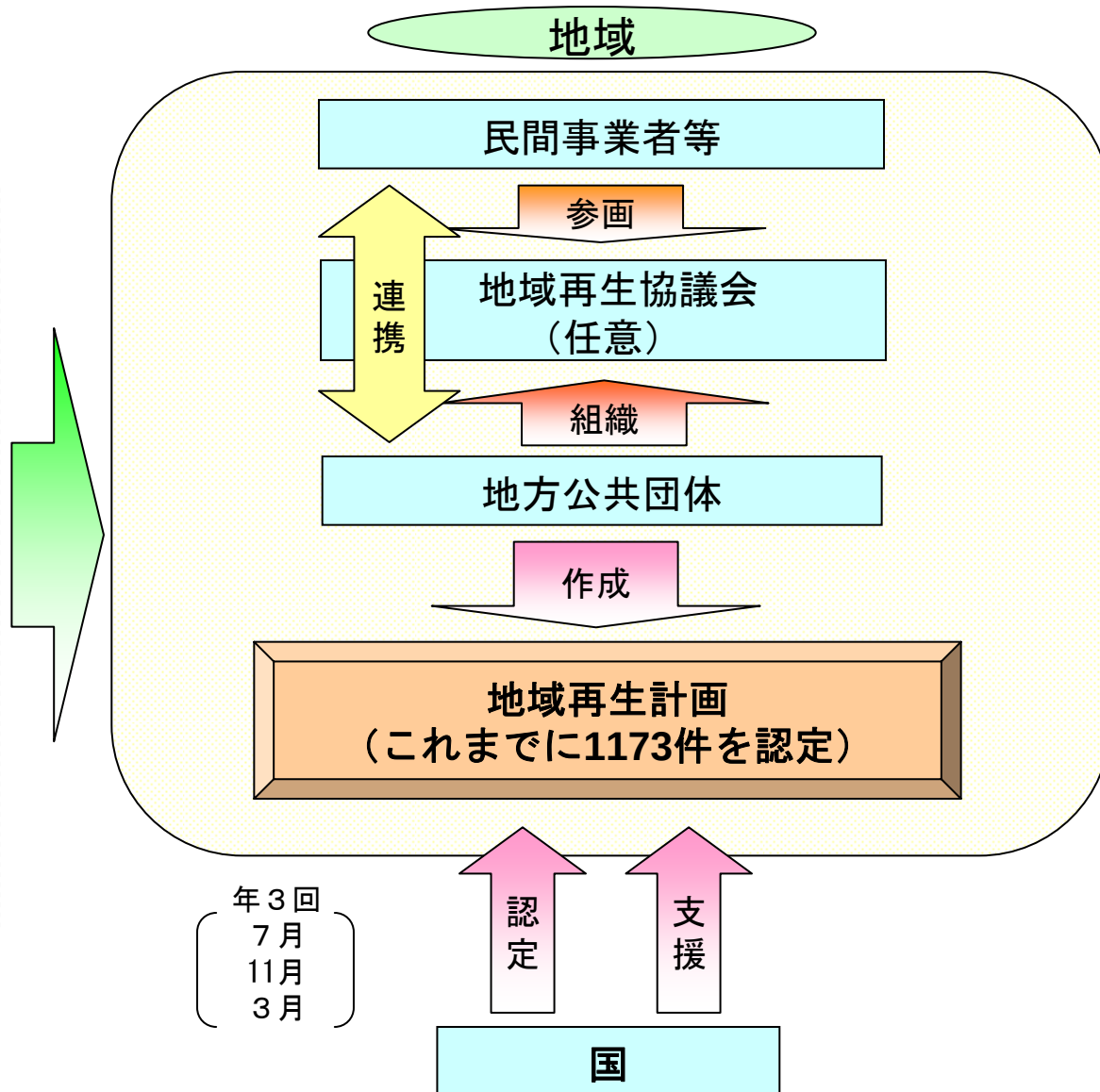
全国化済

地域再生制度の概要

地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進。

主な支援メニュー

- 地域再生のための交付金（道、污水处理施設、港）
- 地域における雇用創造の活動支援
- NPOによる地域再生の活動支援
- 地域再生支援利子補給金制度
- 補助対象施設の転用手続の一元化・迅速化
- など



地域再生支援利子補給金制度について

地域再生支援利子補給金制度とは、地域再生に資する事業の実施者が金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借入れる場合に、国が当該金融機関を指定したうえで、予算の範囲内で、利子補給金を支給するものです。これにより、事業資金を低利で借入れることができるため、地域再生に資する事業の円滑な実施に繋がることが期待できます。また、円滑な事業の実施から、雇用機会の創出や投資誘発効果なども期待できます。

(1) 国から指定を受けることが可能な金融機関

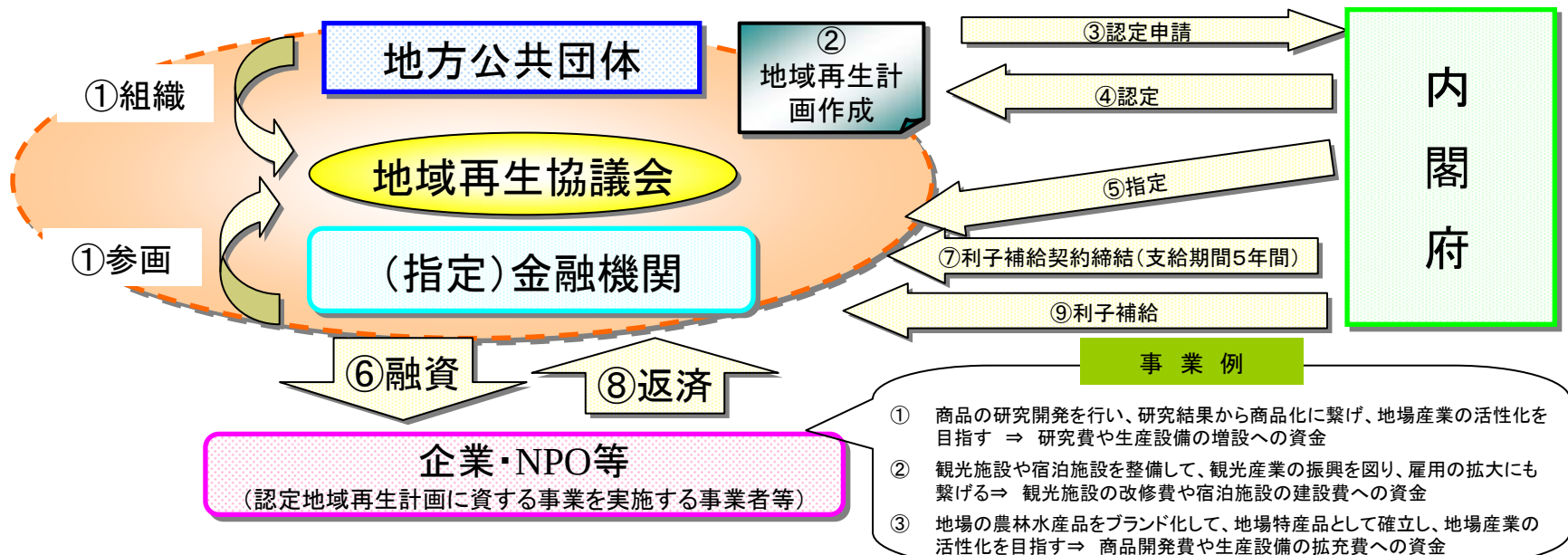
- ①銀行 ②信用金庫及び信用金庫連合会 ③労働金庫及び労働金庫連合会 ④信用協同組合及び信用協同組合連合会
⑤農業協同組合及び農業協同組合連合会 ⑥漁業協同組合及び漁業協同組合連合会 ⑦農林中央金庫
⑧株式会社商工組合中央金庫 ⑨株式会社日本政策投資銀行

(2) 利子補給金の支給対象となる事業

地域再生に資する事業が対象(下記の事業例参照)

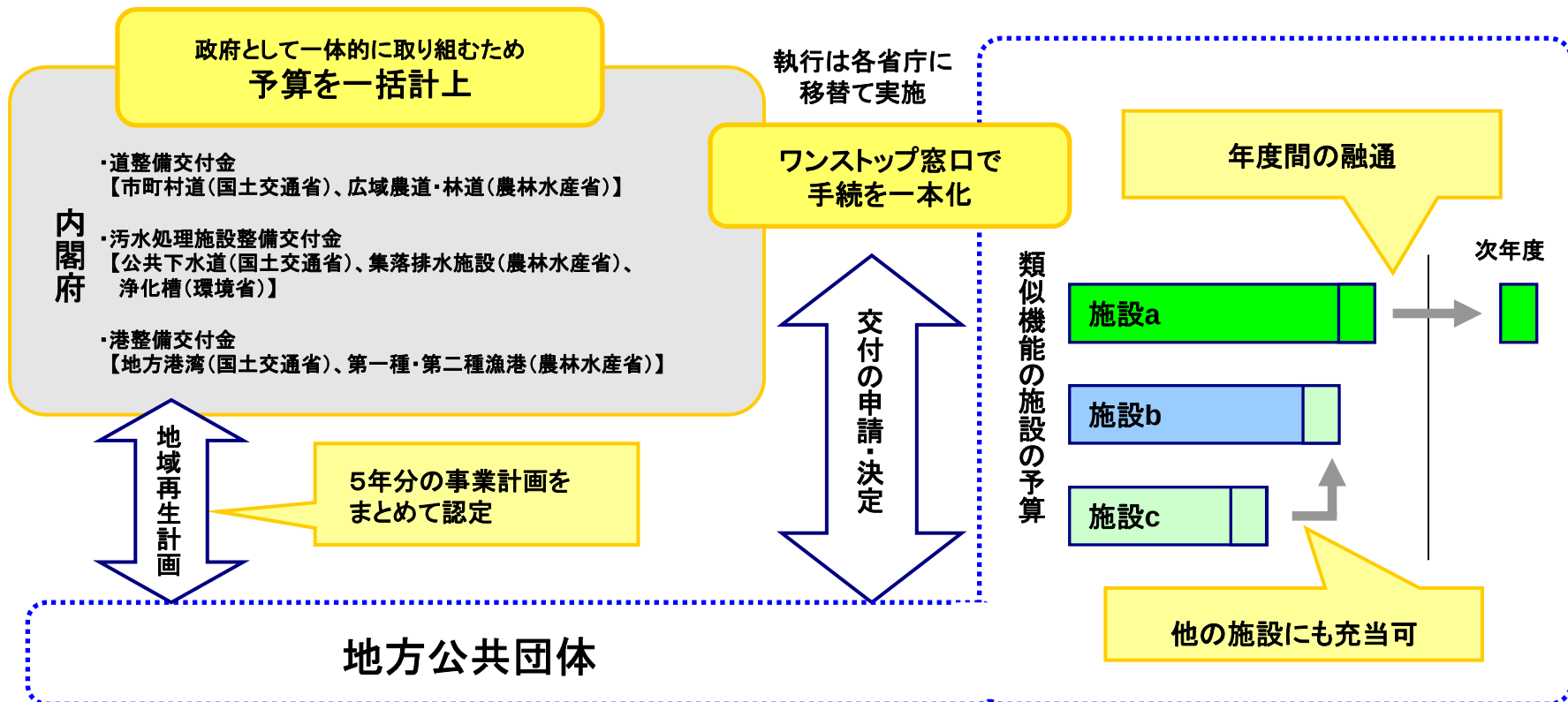
(3) 利子補給金の支給期間及び利子補給率

金融機関が地域再生に資する事業の実施者へ最初に貸付けした日から起算して5年間 (利子補給率:0.7%以内)



地域再生基盤強化交付金の制度概要

- 地方公共団体が概ね5ヶ年を期間とする地域再生計画を作成。
- 地域再生計画に基づき、地域の生活に密着した規格の小さい事業を、省庁の所管を超えて一体的に整備。
- 分野ごとに一体的に取り組むことで、重複投資や効果発現時期の不一致等による無駄を排除。
- 予算は内閣府に一括計上され、内閣府から各省庁へ移替て執行。
- 計画事業について、事業間の予算の融通や年度間の事業量の変更が可能。



地域再生の事例

海士デパートメントストアープラン～「選ばれし島」まるごと届けます～（島根県海士町）

地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）【厚生労働省】



雇用対策関連

時間と距離という離島物流のハンディを解消するため、CAS（キャス・細胞を壊さない冷凍新技術）を活用した農水産物保存加工の新産業を興すことで、雇用を確保、定住者増加による島の再生を図り、次世代への持続可能な発展を目指す。

豊後高田「昭和の町」づくり計画～「昭和の町」を核とした商業と観光の一体的振興を目指して～（大分県豊後高田市）

地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）【厚生労働省】



雇用対策関連

観光サービスを企画・提供する人材の育成により、中心市街地の街並みの“古さ”を逆手にとった「昭和30年代」をコンセプトとする「昭和の町」づくりに取り組む。

潤い、文楽、そよ風でつづるまちづくり計画（熊本県、山都町）

道整備交付金、補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化 など



まちづくり関連

少子化の中、小中学校の統合を進めるとともに、廃校校舎をコミュニティ施設等に活用し、これらを有機的につなぐネットワークを効率的に整備する。

文化芸術創造都市の形成「としまアートキャンバス」計画（東京都豊島区）

地域再生に資するNPO等の活動支援【内閣府】



まちづくり関連

廃校校舎を転用し、劇団や文化芸術団体の稽古・作品制作の場とするとともに、アートNPOが地域住民との交流を図るなど、多様な主体の協働により文化芸術を基軸としたコミュニティの再生を図り、文化芸術創造都市を目指す。

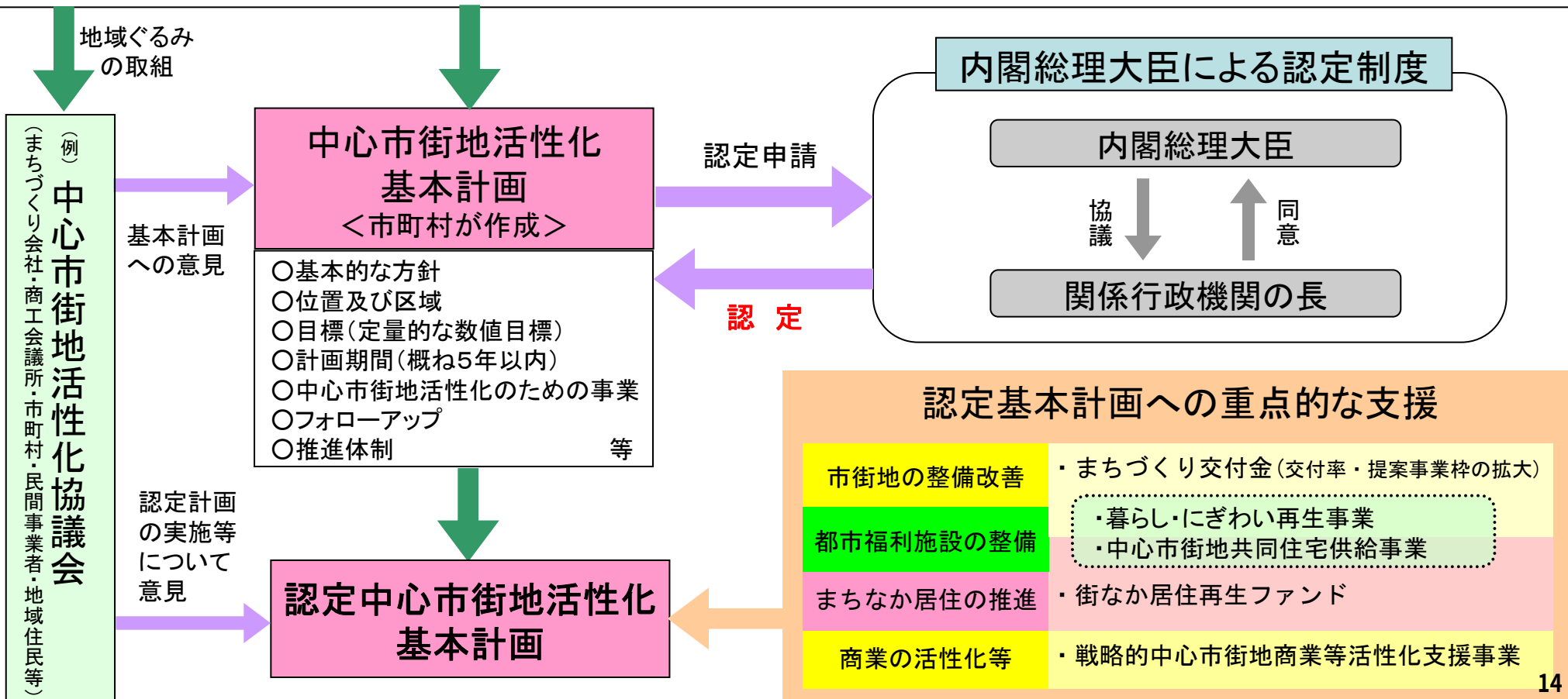
改正中心市街地活性化法の概要

【目的】 少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。

【基本理念】 地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行う。

基本方針

中心市街地活性化本部（本部長：内閣総理大臣、構成員：全閣僚）が案を作成し、閣議決定

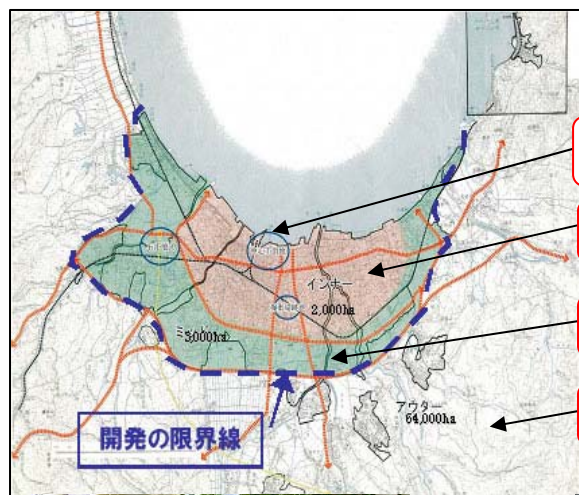


中心市街地活性化に関する事例

【認定状況(平成21年12月現在)】

90市町(92件)の基本計画を認定 (県庁所在地:27市、政令指定都市:7市、その他:61市)

【事例1:青森市】 周辺部の開発を抑制したコンパクトなまちづくり



中心市街地

既成市街地

インナーシティ

ミッドシティ

市街化の受皿

アウターシティ

開発抑制



○高齢者・障害者の買物サポート、観光客の案内等を行う学生による活動。

※)津軽弁で「しかへる」とは「教える」という意味



○H13年1月にオープン。図書館や男女共同参画プラザなどの公益施設、物販、生鮮市場などの商業施設が入居し、来館者数は年間約550万人。

【事例2:富山市】 公共交通の活性化

○富山ライトレール(旧JR富山港線に比べ、駅数を10→13に、便数を15分間隔(ラッシュ時は10分間隔:以前は30~60分間隔)に増便して利便性を向上し、H18年4月に開業。H26年度の富山駅高架化に併せ、駅南の路面電車と接続予定)



○路面電車を環状線化し、利便性向上(H21年度)

○コミュニティバスが中心市街地を巡回

○おでかけバス事業(高齢者の中心市街地へのおでかけが、富山市内どこからでも1回100円)

○車の運転に不安を持つ高齢者が自主的に運転免許を返納した場合に、公共交通利用券2万円分を助成

「環境モデル都市構想」について

目 的

- 我が国を低炭素社会に転換していくためには、ライフスタイル、都市や交通のあり方など社会の仕組みを根本から変えることが必要。
- 今後目指すべき低炭素社会の姿を具体的にわかりやすく示すため、国は、温室効果ガスの大幅削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市を「環境モデル都市」として選定し、その実現を支援。
- 市民や地元企業の参加など地域一丸となった底力の発揮により低炭素型の都市・地域モデルを構築し、地球環境負荷の低減と地域の持続的発展を同時に実現することにより、地域の活性化を実現。

経 緯

- 平成20年4月11日から5月21日まで募集したところ、多様な都市・地域から82件（89団体）の応募あり。

➡環境モデル都市として、13都市を選定

大 都 市 北九州市、京都市、堺市、横浜市

小規模市町村

下川町、水俣市、宮古島市、^{ゆすはら}橋原町

地方中心都市 飯田市、帯広市、富山市、豊田市

東京特別区

千代田区

- 各環境モデル都市において、平成21年3月末、目標達成に向けた具体の行動計画（アクションプラン）を策定。

環境モデル都市の取組の拡充・普及

- 我が国全体の低炭素化のためには、環境モデル都市の取組を水平展開させることが必要。
- そこで、意欲ある自治体等が参加し、「低炭素都市推進協議会」を創設（平成20年12月14日）
 - ・ 優れた事例の全国展開や自治体同士の切磋琢磨を推進。
 - ・ 世界に向けた情報発信。（平成21年10月5日 国際会議開催 於：パシフィコ横浜）

（構成員）合計：168団体

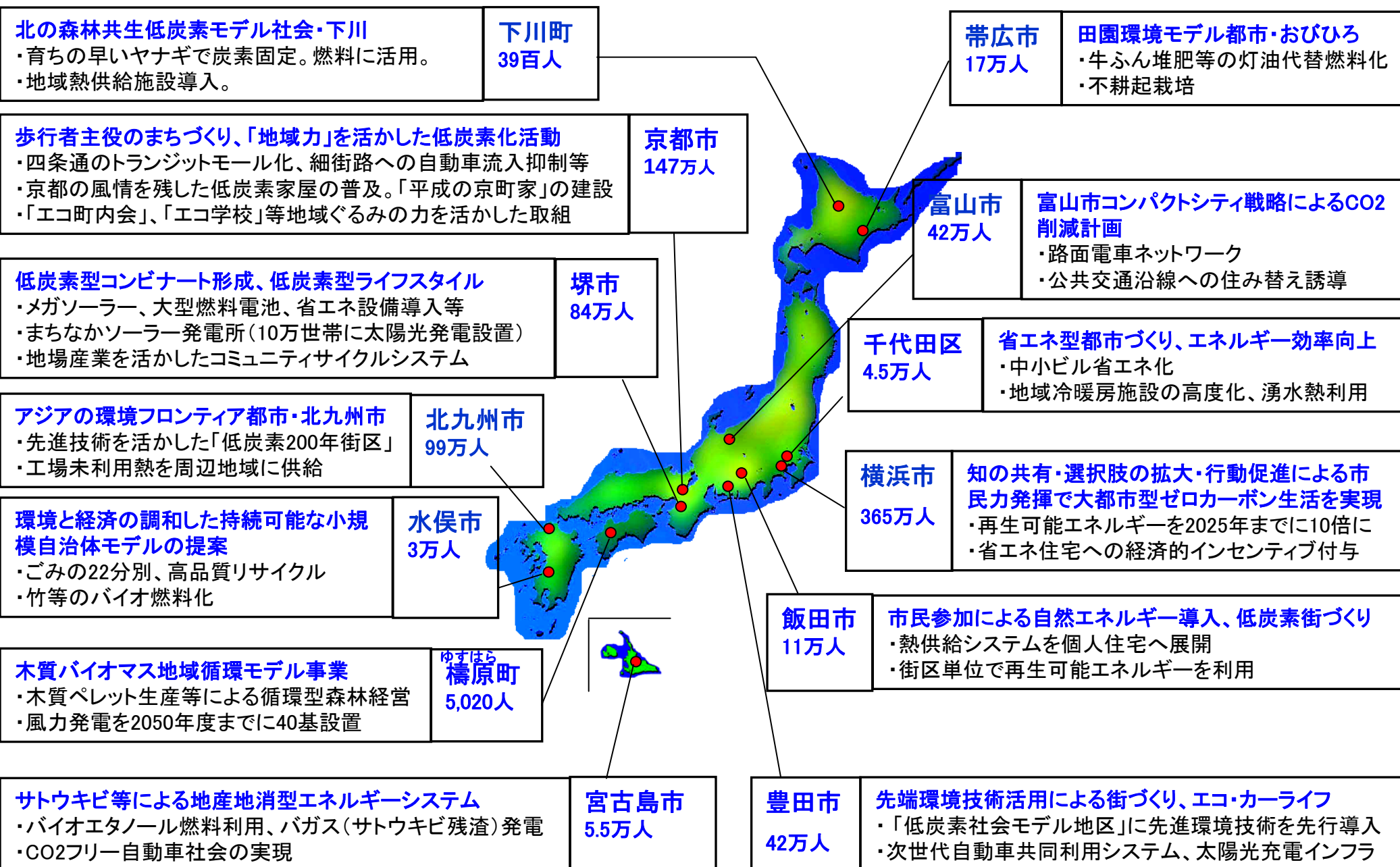
環境モデル都市を含む、低炭素型都市・地域づくりをめざす市区町村(85市町村)

都道府県（46都道府県）、関係省庁（12省庁）、関係政府機関等（25団体）

（主な業務）

- ・ 低炭素社会づくりに向けた取組の拡大（アクションプランの策定支援等）
- ・ 環境モデル都市の取組の進捗状況を評価
- ・ 優れた取組に対する表彰・賞の授与
- ・ 国の施策情報や最新の学術研究等の情報の共有
- ・ 都市と地方の連携強化など広域的取組や複合的取組の企画・推進
- ・ 施策の評価や効果の把握手法等、共通課題の整理と対応

環境モデル都市における主な取組



地域活性化・経済危機対策臨時交付金の概要

「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会議決定）において、「地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金（仮称）」を交付する。」とされたことを踏まえ、平成21年度補正予算において創設。

1 平成21年度補正予算計上額 1兆円

2 所管 内閣府(地域活性化推進担当室) ただし、各府省に移し替えて執行

3 交付対象等

(1) 交付対象: 実施計画を策定する地方公共団体

(2) 交付方法: 実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

(3) 交付限度額: 地方交付税の基準財政需要額の算定方法等に準じて、外形基準に基づき設定
※財政力の弱い団体や離島や過疎等の条件不利地域等に配慮するとともに、財政力が著しく高い団体については一定の制限を行う。

4 使途 実施計画に掲載された以下の事業の地方負担分に充当

○地方単独事業

○国庫補助事業(法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く。)

5 事業例

●地球温暖化対策

公立高等学校のエコ化(太陽光発電導入等)・耐震化・ICT化(電子黒板等)の一体的実施、地方公共団体の庁舎等のゼロエミッション化(産業技術実用化開発事業費補助金)、次世代自動車の普及促進、小売店舗の低炭素化の推進、内航海運・フェリーや離島航路の維持・改善のための支援、環境計測機器の更新 等

●少子高齢化社会への対応

保育所の整備等による保育サービス等の充実(子育て支援対策臨時交付金)、準要保護児童生徒に対する就学援助、幼稚園就園の保育料等の軽減、不妊治療に要する費用の助成(母子保健衛生費補助金)、介護施設の緊急整備、中心市街地の空き店舗を活用したコミュニティ交流スペースの整備、高齢者巡回訪問事業 等

●安全・安心の実現

消防防災設備・防犯資機材・警察施設等の整備、新型インフルエンザ対策、高度な放射線治療機器整備等事業、公共施設のガス消費機器や照明器具等の点検・交換、鉄道駅のバリアフリー化の推進(交通施設バリアフリー化設備整備費補助金)、地域公共交通の活性化・再生、DV被害者への定額給付金相当額の支給、農地や用排水路の整備(農地等整備・保全推進事業補助金)及び農道等の農業用施設改修 等

●その他

公共施設のデジタル化改修等整備、ICTの導入・利活用(地域ICT利活用推進交付金)、学校におけるデジタルテレビ及びコンピュータ等の整備(学校情報通信技術環境整備事業補助金)、共通地図等の電子化・共用化事業、文化財の防災・防犯対策事業(国宝重要文化財保存整備費補助金)、学校教材・図書の整備、観光交流の促進のための施設整備・事業実施、耕作放棄地解消事業 等

地域活性化・公共投資臨時交付金の概要

「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会議決定）において、「本対策における公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう、補正予算債による対応に加え、各地方公共団体の負担額等に応じて配分する「地域活性化・公共投資臨時交付金（仮称）」を交付する。」とされたことを踏まえ、平成21年度補正予算において創設。

1 平成21年度補正予算計上額 1兆3790億円

※経済対策における公共事業等の追加に伴う地方負担総額の9割程度。

2 所管 内閣府(地域活性化推進担当室) ただし、各府省に移し替えて執行

3 交付対象等

- (1) 交付対象: 実施計画を策定する地方公共団体
- (2) 交付方法: 実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付
- (3) 交付限度額: 各地方公共団体の追加公共事業等(直轄及び補助)の地方負担額等をベースとして算定。
ただし、財政力の弱い団体等に配慮し、財政力指数等により調整。

4 使途 実施計画に掲載された以下の事業の地方負担分に充当(建設地方債対象事業に限る)

○地方単独事業

○国庫補助事業(法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く。)

※財政事情、地方単独事業の事業量、追加公共事業等の執行予定等に応じ、一部を基金に積み立て、平成22年度以降における地方単独事業等の財源とすることも可。

5 参考

- ・ 追加公共事業等の地方負担に対しては、補正予算債を充当可。
- ・ 地方単独事業の財源とする予定であった地方債等を追加公共事業等に係る地方負担の財源に振替えることにより、追加公共事業等の地方負担を実質的に軽減。

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」 (抄)

平成 21 年 12 月 8 日閣議決定

Ⅱ. 具体的な対策

5. 地方支援

— 本対策の推進等に取り組む地方公共団体を支援する。

(1) 地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等の支援

電線の地中化、都市部の緑化など地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する。

<具体的な措置>

○地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する交付金の創設

・ 地方公共団体において、危険な橋梁の補修、景観保全の必要性の高い地域における電線の地中化や都市部の緑化、森林における路網整備について、きめ細かな事業を実施できるよう支援する。
これにより、観光需要や地元雇用の拡大等による地域の活性化が期待される。

6. 「国民潜在力」の発揮

— 「ルールの変更」や社会参加支援を通じて、国民の潜在力の発揮による景気回復を目指す。

(1) 制度・規制改革プロジェクト (仮称) 」

②構造改革特別区域 (特区) 制度の活用

特区制度の活用により、新たな需要創出に向けた国民の創意や工夫に基づく提案等の実現に取り組む。

<具体的な措置>

○特区制度の活用

・ これまでの特区提案 (第 1 次～16 次) のうち、第 16 次提案について処理を促進 (来年 1 月中を目途に結論) するとともに、過去の未実現の提案等の中から選定した提案の実現を図る。
・ 本対策の趣旨等に沿った新たな特区提案や特区計画申請を随時受付け、速やかな処理に努める (平成 22 年 3 月末まで)。

(参考2)

地域活性化・きめ細かな臨時交付金の概要

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）において、「電線の地中化、都市部の緑化など地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する。」とされたことを踏まえ、平成21年度第2次補正予算において、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を創設。

1 平成21年度第2次補正予算計上額 5000億円

2 所管 内閣府（地域活性化推進担当室） ただし、各府省に移し替えて執行

3 交付対象等

- (1) 交付対象：実施計画を策定する地方公共団体
- (2) 交付方法：実施計画に掲載された地方単独事業の所要経費及び国庫補助事業の地方負担分の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付
- (3) 交付限度額：地方交付税の基準財政需要額の算定方法等に準じた外形基準に基づいて、総額のうち、4500億円につき第一次交付限度額を設定。残りの500億円は(2)の合計額が第一次交付限度額を超える地方公共団体であって、本対策の趣旨に沿った、効果が高いと認められる事業を実施しようとするものに配分

4 使途

- 実施計画に掲載された、危険な橋梁の補修、景観保全の必要性の高い地域における電線の地中化や都市部の緑化、森林における路網整備などのような本緊急経済対策の趣旨に沿ったきめ細かなインフラ整備事業（平成22年1月1日以降に地方公共団体の予算に計上され実施される事業に限る）
 - ・ 国庫補助事業（公債発行対象経費。法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く）
 - ・ 地方単独事業（橋梁の補修、電線の地中化、都市部の緑化、森林の路網整備、その他公共施設又は公用施設の建設又は修繕に係る事業）